

ごみ不法投棄監視ウィーク

～市民と行政の協働によるパトロールを実施～

産業廃棄物指導課指導担当・TEL内線2644

環境月間6月の締めくくりとして、6月24日～30日に、全国市長会主催の「ごみ不法投棄監視ウィーク」が実施されました。

これは全国の都市が、一斉に不法投棄の監視を強化することで、ごみ不法投棄根絶を目指して行われています。

最終日にあたる30日には、市役所・川越地区消防組合・川越警察署の各職員と共に、市民の代表として「かわごえ環境推進員協議会」の皆さんも参加して、不法投棄監視一斉パトロールを実施しました。

このパトロールの出発にあたっては、市民体育館前で出発式が催され、舟橋功一市長と佐藤勝・川越警察署長から激励のことばがありました。

この日発見された不法投棄件数は市内全域で77件、主な投棄物は廃家電や廃タイヤなどでした。

市では、平成16年から庁内関係課で構成する「川越市不法投棄対策連絡調整会議」を設置。今後ごみ不法投棄撲滅に向けて、対策を講じていきます。そして、「不法投棄をさせないまちづくり」には、市民の皆さんの協力が不可欠です。不法投棄を発見した場合には、ご連絡ください。



パトロール出発を見送る舟橋市長

防災行政無線の音楽放送の時間が変わります！

市では、防災行政無線の作動状態を毎日確認するため、音楽放送（夕方のチャイム放送）を行っています。今までは、おおよそ日の入りの時間を目安に放送を行ってききました。

八月一日(火)からは、放送時間を次のとおり変更します。

4月～9月：午後5時（曲名：野バラ）

10月～3月：午後4時（曲名：夕焼小焼）

問い合わせ：防災課防災担当・TEL内線2241

住宅の基礎上げなどに融資

「川越市浸水低地住宅改良資金融資制度」を、ご利用ください

降雨などにより浸水のおそれがある住宅を改良する市内在住の方に、必要な資金を融資します。

対象となる工事：低地にある住宅の土盛りや基礎上げ

利率：年2・7パーセント
融資金限度額：四百万円
融資期間：十五年以内
問い合わせ：防災課防災担当・TEL内線2241

川越市水防演習を行います

「大型で強い台風の影響で、県内全域に豪雨が降り、入間川の堤防が危険な状態になる」という想定の下、水防団員による各種水防工法の実施や、消防職員による水難救助訓練を行います。

この演習では、出水期に備えて、水防団員の士気を鼓舞し、作業能率の向上を図ります。これにより、水防体制の整備に資するとともに、水防



整列した水防団員の皆さん

に対する市民の皆さんの協力と理解を求めることを目的としています。

当日は午前十時ごろから、会場付近の上空を埼玉県防災航空隊のヘリコプターが飛行します。

日時：8月6日(日)、午前8時30分～11時30分

会場：上戸運動公園

問い合わせ：消防局総務課・TEL222-0741

いやなにおい（悪臭規制）のアンケート調査に、ご協力を!!

市では、悪臭防止法に基づく規制方法の見直しに伴い、八月末までアンケート調査を実施しています。

この調査は、二十歳以上の市民の皆さんや市内事業所を対象に郵送して行います。また、なるべく多くの方から意見を伺い、現状を把握するため、市ホームページや環境保全課（本庁舎五階）でも受け付けています。ぜひ、ご協力をお願いします。

問い合わせ：環境保全課生活環境係・TEL内線2626

生活環境影響調査書の 縦覧と説明会

●調査書の縦覧

新清掃センター建設に伴う周辺地域への生活環境に及ぼす影響についての調査書を、「川越市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果縦覧等手続条例」に基づき、次のとおり縦覧します。

日時：8月1日(火)～9月1日

(金・土・日曜日を除く)、午前8時30分～午後5時

会場：環境業務課(本庁舎五階)・新清掃センター建設事務所(鯨井一・二・三六)・名細出張所

*同センターの設置に關して利害關係を有する方は、この調査書に対し、生活環境保全の見地からの意見書を提出することが出来ます。提出は、8月1日(火)から9月15日(金)ま

での間、新清掃センター建設事務所にて受け付けます。

●説明会

調査書の内容について、説明会を次のとおり行います。

日時：8月26日(土)、午後6時30分～9時

会場：メルト(川越西文化会館)

問い合わせ：新清掃センター建設事務所管理係・TEL234-0530

こうして、分別!!
ペットボトルは、
決められた
出し方で……



キャップは
外して



ラベルも
外して



中を軽く
水洗い



できるだけ
つぶしたら



かんといっしょに
白色半透明・無色透明の袋
に入れ、収集へ



キャップとラベル
は、その他プラスチック製
容器包装へ

問い合わせ…環境業務課管理係・TEL内線2631

ダイオキシン類濃度 測定結果のお知らせ

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による 測定結果を集計

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガスなどに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、報告することが義務付けられています。市では平成十七年度分の事業者からの報告を集計しましたので、左表のとおりお知らせします。

	排出ガス	排水	ばいじん	燃え殻
対象施設数	18	1	14	16
基準適合施設数	15	1	10	14
基準超過施設数	1	0	2	0
未報告施設数	2	0	2	2
基準値	排出基準		処理基準	
	1～10 ng-TEQ/m ³ N	10 pg-TEQ/l	3 ng-TEQ/g	
報告測定値平均	1.3	0.066	4.6	0.16

排出基準…特定施設の排出ガスや排水に含まれるダイオキシン類の許容範囲のこと。施設の種類や規模ごとに定められている

処理基準…ばいじん・燃え殻を処分する場合は、この基準以内となるようにしなければならない。処理基準を超えた場合は、特別な処理が必要になる

pg…ピコグラム。1兆分の1グラムのこと

ng…ナノグラム。10億分の1グラムのこと

TEQ…毒性等量。ダイオキシン類のそれぞれの異性体濃度を最も毒性の強いダイオキシンに換算して合計したもの

報告のあった特定施設のうち、排出ガスが基準超過した一施設に対しては施設の使用を中止するよう指導しました。ばいじんの処理基準を超過した二施設に対しては、適正な処理を行うように指導しました。未報告は、使用を廃止した施設および改修のため休止中だった施設です。

測定結果の詳細については、市のホームページまたは環境保全課(本庁舎五階)の窓口でご覧になれます。

問い合わせ：環境保全課大気保全係・TEL内線2623